

福島市道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

福島市長

木 幡 浩

福島市規則第 26 号

福島市道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

福島市道路占用料徴収条例施行規則（昭和63年規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

- (11) 電気自動車のための充電機器の設置に併せて占用主体により道路維持管理への協力（占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定など）が行われる場合 条例で定める額の100分の10に相当する額（ただし、別に定める減額措置は適用しない）

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。